

西海市農地マッチング支援事業

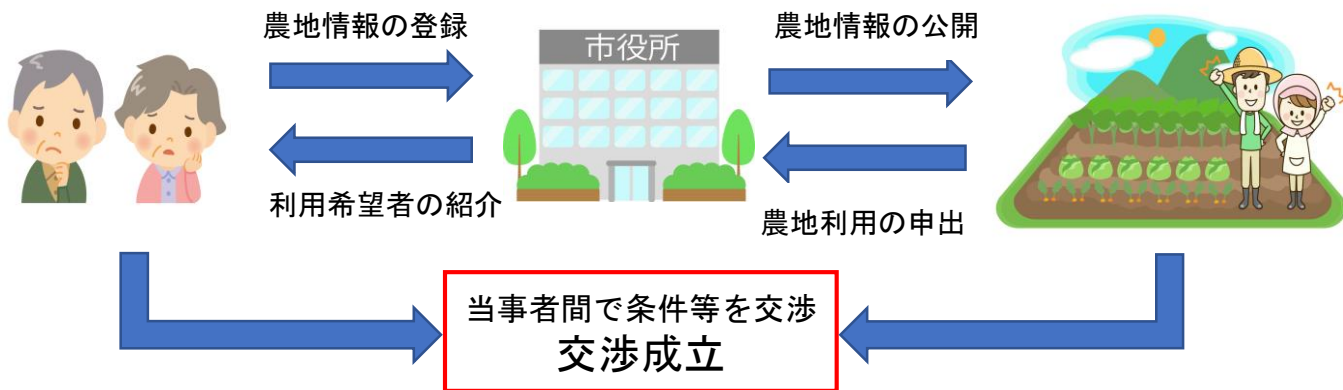
西海市農地マッチングとは？

耕作していない農地や今後耕作しなくなる農地を登録し、その農地情報を西海市ウェブサイトで公開し、農地を借りたい人へ紹介して利用してもらう事業です。

農地所有者

農業委員会

農地利用希望者



農地を貸したい・売りたい方（農地所有者）

西海市農業委員会事務局に「西海市農地マッチング支援事業登録申請書」をご提出ください。

【登録できる農地の主な要件】

- ・西海市内の農地であり、農業委員会の現地調査で耕作可能と判断された農地。
- ・相続が完了した農地であること。
- ・貸付又は売買時に耕作の妨げとなる権利設定（賃貸借権等）がされていない農地。
- ・耕作者が見つかるまでの農地の維持管理は、農地所有者が行うこと など

農地を借りたい・買いたい方（農地利用希望者）

西海市ウェブサイトで公開している農地情報を確認し、「西海市農地借受（買受）申請書」をご提出ください。

【借受申出の要件（いずれかに該当）】

- ・農地法第3条の規定による許可要件を満たす者
- ・農地所有適格化法人



西海市
ウェブサイト

留意事項

- (1) 農地マッチングへの登録が、農地の譲渡、貸出しを保証するものではありません。
- (2) 農業委員会は農地の貸借、売買に関する交渉および契約には直接関与しません。
- (3) 交渉および契約に関するトラブルについては、当事者間で解決してください。
- (4) 本事業を利用し、農地を取得した後は農地以外に転用してはいけません。

お問い合わせ先：西海市農業委員会事務局 TEL：0959-37-0080

手続きの流れ

1. 農地登録の申請

登録を希望する農地の所有者は、「西海市農地マッチング支援事業登録申請書」を農業委員会事務局に提出してください。



2. 申請内容の審査

農業委員会で申請内容を審査し、登録の可否について、申請者へ「農地マッチング登録（却下）通知書」により通知します。



3. 農地情報の公開

農業委員会は登録した農地情報を西海市ウェブサイト等で公開します。
(申請者の住所、氏名などの個人情報には公開しません。)



4. 農地利用の申請

農地利用希望者は、ウェブサイトに登録している農地から利用を希望する農地を選定し、「西海市農地マッチング借受（買受）申請書」をご提出ください。



5. 双方への情報提供

農業委員会は申請内容を審査し、利用要件を満たしていた場合、農地所有者へ農地利用希望者の情報を、農地利用希望者へ農地所有者の情報を提供します。



6. 当事者間で交渉

農地所有者と農地利用希望者の当事者間で連絡をとっていただき、農地の貸借または譲渡の条件等について協議を行ってください。協議の結果は、農業委員会事務局へ電話、ファックスまたはメールにてご報告ください。



7. 契約成立

農地の貸借または譲渡の交渉成立後、速やかに必要な法的手続きを行ってください。

